

環境政策

1 環境基本計画の推進

本市では、京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標や個別分野の施策の大綱を示す環境行政のマスタープランとして、「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定（令和3年3月に一部改定）し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、本計画の基本施策の一つである「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を推進するため、「京都市環境教育・学習基本指針」（平成29年3月策定）に基づき、あらゆる場において、生涯にわたって間断なく、ライフステージに応じた環境教育・学習の取組を促進しています。京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）、南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」を環境教育・学習の中核施設とし、誰もが気軽に地球温暖化対策、生物多様性保全やごみ減量について学べる機会の充実を図っています。

2 地球温暖化対策

本市は、京都議定書誕生の地として、世界・我が国の地球温暖化対策を牽引していく重要な役割を担っています。

このため本市では、京都ならではの脱炭素社会の実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例（愛称：「2050^{きょう}京からCO₂ゼロ条例」）」及び「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」に基づき、市民、事業者の皆様と共に、取組を着実に推進しています。

(1) 地球温暖化対策条例の推進

本市では、平成17年4月、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を施行し、全国を先導する取組を推進してきました。

令和元年5月に、2050年CO₂排出量正味ゼロを目指す覚悟を表明し、「1.5℃を目指す京都アピール」を発表しました。これを受け、脱炭素社会の実現に向け、令和2年12月に「京都市地球温暖化対策条例」を改正

(改正条例愛称：「2050^{きょう}京からCO₂ゼロ条例」)し、「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」を策定しました。

「2050^{きょう}京からCO₂ゼロ条例」においては、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」に加え、新たに気候変動の影響に対応する「適応策」を重点施策に位置付け、それらを両輪として取組を推進することとしています。令和3年7月には、京都府及び総合地球環境学研究所との協働により、「京都気候変動適応センター」を設置し、京都における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・分析・発信を行っています。

なお、令和4年度の温室効果ガス排出量は、令和3年度と比べて2.4万トン、0.4%の減少となり、基準年度である平成25年度比では177.3万トン、22.6%の減少となっています。また、エネルギー消費量については、ピーク時の平成9年度から31.0%の減少となっています。

(2) エネルギー政策

京都市会における「原子力に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」(平成24年3月)を踏まえ、「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」に基づき、省エネの徹底及び最大限の再生可能エネルギーの導入による、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

また、指定都市自然エネルギー協議会では、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、設立以来、毎年国に対する政策提言を行っています。令和6年度は、自然エネルギーを活用したカーボンニュートラルでレジリエントなまちづくりを進めるため、GX実現や自然エネルギー最大限の導入に向けたビジョンと目標値の設定等について政策提言を行いました。

さらに、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築に当たっては、電力事業者の役割が極めて重要であることから、平成24年度以降、関西電力株式会社に対する株主提案を行っています。

(3) 再生可能エネルギー等の利用の推進

本市では、2050年CO₂排出量正味ゼロの実現に向け、太陽光などの再生

可能エネルギーの普及拡大を積極的に進めています。

一定規模以上の建築物の新增築をしようとする建築主に対して、再生可能エネルギー利用設備を設置することや建築物の新築等に係る設計を行う建築士に対して、建築主に再生可能エネルギー利用設備の導入に関して説明することを義務付けています。さらに、建築物（300m²未満の戸建て住宅を除く）において、京都市が定める基準量を超えて太陽光発電設備を設置した場合に、設置費用を支援する事業を実施しています。また、初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入するビジネスモデルである「0円ソーラー」のサービスを提供する再エネ事業者と住宅・事業所等の施設所有者とのマッチングを図る太陽光発電プラットフォーム事業や需要をまとめることで太陽光発電設備の価格低減を図るグループ購入事業を実施しています。

令和4年度からは、住宅の太陽光発電設備から生まれる再生可能エネルギーを自家消費することで生じる「環境価値」を市内の商店等で利用できる地域ポイントとして還元するとともに、太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な整備を支援することにより、住宅における再生可能エネルギー設備の導入・活用を促進する事業を実施しています。

また、市民が再生可能エネルギーの普及に関わることができる「京都市市民協働発電制度」及び市有施設の屋根等を民間事業者の有償で貸し出し、事業者自らが資金調達を行い、太陽光発電設備等を設置して発電事業を行う「太陽光発電屋根貸し制度」により、市有施設37か所（合計1,292.72kW）において発電を行っています。

さらに、令和6年度は、市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向け、市有施設における太陽光発電設備の導入可能性調査を実施しています。

このほか、再生可能エネルギー由来の電気を供給する電力会社やプランをインターネットなどによりわかりやすく情報発信するなど、市民・事業者による再生可能エネルギー由来の電気の選択を促進しています。

(4) 市民による地球温暖化対策の推進

CO₂を排出しない社会・経済活動への転換と併せて、脱炭素が生活の質の向上や豊かさにつながる、持続可能なライフスタイルの転換を目指し、

「京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050 京創ミーティング～」での議論を踏まえて策定した、2050 年の脱炭素ライフスタイルのビジョンの実現に向けた普及啓発や脱炭素に資するプロジェクトの創出・実証に取り組んでいます。

また、京都議定書が発効した 2 月 16 日にちなんで、毎月 16 日を「環境に良いことをする日」とし、自家用車の使用を控えるノーマイカーデーにするなど、脱炭素型のライフスタイルにつながるアクションの実践を市民に呼び掛けています。

(5) 運輸部門における地球温暖化対策の推進

自動車から排出される温室効果ガスを削減するために、公共交通の利用を促進する政策を進めていくことを基本としながら、次世代自動車への転換、エコドライブの普及など環境負荷の小さい移動手段に関する施策を推進しています。

さらに、次世代自動車である燃料電池自動車 (FCV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV) の普及を促進するため、EV 充電インフラ環境の整備に向けた 民間事業者との連携や FCV を活用した体験型水素学習事業の実施、環境イベント等でのリーフレットの配布に加え、災害時の非常用電源としての活用方法を PR し、次世代自動車の多面的な機能の情報発信に取り組んでいます。

また、令和 6 年 3 月には、「京都市電気自動車 (EV) 普及に向けた充電インフラ整備の取組方針」を策定し、EV 普及に向けた充電インフラ整備を進めていくこととしています。

(6) 事業者による地球温暖化対策の推進

事業者から排出される温室効果ガスの削減に向け、事業規模に応じた対策に取り組んでいます。一定要件以上の大規模事業者 (特定事業者) に対しては、排出量削減計画書及び報告書の提出を義務付けるとともに、提出された報告書等を基に本市が総合評価を行い公表する「事業者排出量削減計画書制度」を進めています。また、令和 4 年度からは、一定規模以上の建築物を所有又は管理等している中規模事業者 (準特定事業者) に対して、エネルギー消費量等報告書の提出を義務付けるとともに、報告内容に基づ

き、本市から事業者の CO₂ 排出量や省エネの情報をフィードバックすることで、脱炭素化に向けた取組を促しています。さらに、令和 5 年度からは、「中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金」を創設し、事業者が実施する省エネ改修（空調・照明等）に対する支援を行っています。

(7) 市有施設照明設備の LED 化の推進

市内最大の排出事業者として、市有施設の省エネルギー化と CO₂ 排出量の削減に加え、経費節減の観点から、照明設備の LED 化を推進しています。

令和 5 年度は、環境政策局、文化市民局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局所管の 97 施設及び教育委員会事務局所管の学校施設等 68 施設を対象に、簡易型 ESCO 事業を活用した LED 化を実施しました。令和 6 年度は、消防局所管の 24 施設及び教育委員会事務局所管の学校施設等 71 施設を対象に、簡易型 ESCO 事業を活用した LED 化を行っています。

令和 7 年度以降も、経済的かつ効率的に LED 化を進められるよう検討を進めています。

(8) 国際的な地球温暖化対策の推進

地球規模での温暖化対策を促進するため、本市は環境分野の国際的な自治体連携組織である「イクレイー持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」に参画し、京都市長がイクレイ東アジア地域理事会議長を務めるなど、世界で先導的な役割を果たすとともに、国際会議やシンポジウムの開催、参加を通じて、本市施策の発信、国内外の自治体間で先進的な取組や成功事例の共有に努めています。

令和 5 年度は、国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）をはじめとした国際会議において、2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロに向けた本市の取組について広く発信しました。また、「JICA 草の根技術協力事業」を通じて、マレーシア・ジョホールバル市や ASEAN 諸国への環境教育に関する支援を実施しました。

このほか、世界で地球環境の保全や地球温暖化対策に貢献した方々の功績を顕彰し、地球環境問題に関するメッセージを発信するために、国や京都府、京都商工会議所等と共に、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、殿堂入り者の表彰等を実施しています。

(9) 脱炭素先行地域の取組

本市における 2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ達成のため、令和 4 年 11 月に国が取り組んでいる「脱炭素先行地域」に選定され、伏見工業高校跡地等における脱炭素住宅街区の形成や、文化遺産群、商店街、グリーン人材育成拠点群等の既存街区の脱炭素化を推進しています。

令和 5 年度からは、文化遺産や商店街等への再エネ・省エネ設備等の導入支援を行っているほか、伏見工業高校跡地等における住まいの脱炭素転換を進めるため、令和 5 年 11 月に事業者と基本協定を締結し、令和 6 年 3 月には市有財産売却議案が可決され、同年 4 月に不動産売買契約を締結しました。

また、全庁推進体制として設置した、「京都市脱炭素先行地域庁内コアメンバープロジェクトチーム」及び「京都市脱炭素先行地域推進チーム」において進捗管理等を実施したほか、令和 6 年 2 月には、ポータルサイト「脱炭素京都」を開設し、事業者、金融機関等の関係団体間の連携を核とした「京都市脱炭素先行地域推進コンソーシアム」における活動状況、取組成果等について分かりやすく情報発信をしています。こうした脱炭素先行地域の取組を着実に推進していくことで、脱炭素転換を通じて、地域コミュニティの活性化など地域課題の解決にも結び付く地域脱炭素モデルの創出を目指しています。

3 環境保全対策

(1) 総合的な環境保全対策の推進

ア 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業等の実施に際し、適切な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図るため、「京都市環境影響評価等に関する条例」（平成 11 年 6 月施行、平成 25 年 4 月改正施行）等に基づき、環境影響評価を実施しています。

イ 環境マネジメントシステム

事業活動に伴う環境への負荷を低減させるため、市役所本庁及び区役所・支所等のオフィス系部門において本市独自の環境マネジメントシス

テムである「京都市役所環境マネジメントシステム（KYOMS）」を運用しています。また、市内の事業者に対しては、京都発の環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の促進を図っています。

(2) 生物多様性保全

「生物多様性の保全と持続可能な利用」の促進と自然共生社会の実現に向け、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」に基づき、「京の生物多様性担い手宣言制度」やポータルサイト「京・生きものミュージアム」の運用等を通じて、多様な主体による実践に向けた働きかけを行い、活動の輪を拡大するための取組を実施しています。また、令和5年4月に、京都府との協働により「きょうと生物多様性センター」を設置し、保全活動の支援・コーディネートを行うなど多様な主体による取組の更なる促進に取り組んでいます。

(3) 公害対策

ア 環境汚染の状況

大気汚染状況を経年的に見ると、全測定項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及びPM2.5）において、ほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向にあります。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及びPM2.5は、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成しました。

また、河川水質をみると、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）及び健康項目（カドミウム等26項目）について調査し、基準が定められている全地点で環境基準及び市保全基準を達成しています。

イ 環境汚染防止対策

(7) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（9局）、自動車排出ガス測定局（5局）において大気汚染物質を測定し、テレメーターシステムにより、衛生環境研究所において集中常時監視を行っています。また、工場・事業所のばい煙発生施設に対する監視・指導

等を行っています。

(イ) 水質汚濁防止対策

水質汚濁の状況を把握するため、22 河川 42 地点で常時監視を行うとともに、工場・事業場排水の監視・指導や、浄化槽による生活排水対策に取り組んでいます。

(ウ) その他

悪臭対策、騒音対策、振動対策、地下水質保全対策、地盤沈下対策、土壌汚染対策等を実施しています。

ウ 公害苦情の状況

令和 5 年度の公害苦情の状況については、下表のとおりです。

種別	件数 (件)	割合 (%)
騒音	213	54.1
悪臭	84	21.3
大気汚染	54	13.7
水質汚濁	36	9.1
振動	7	1.8
合計	394	100

4 廃棄物処理対策

本市では、モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられた「循環型社会」の構築を目指し、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（愛称：しまつのこころ条例）」及び「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー」に基づき、市民、事業者の皆様と共に、取組を着実に推進しています。

(1) ごみ処理計画（令和6年度）

資源の有効利用と環境負荷の低減を図る観点から、2R（ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース（発生抑制）」、繰り返し使う「リユース（再使用）」）と分別・リサイクル、リニューアブル（再生可能資源の活用）の促進に取り組んでいます。徹底してごみの減量と資源循環を進め、最後に残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化を併用することなどによるエネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化を図りながら、適正に処理します。

なお、市が収集する「燃やすごみ」と資源ごみの「缶、びん、ペットボトル」「プラスチック類」に有料指定袋制を実施しており、平成30年度からは、バイオマス*ポリエチレン（サトウキビの非可食部）を10%配合した指定袋を導入しています。

※ バイオマス：生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。燃やすとCO₂が排出されるが、樹木が成長する際に光合成によって大気中から吸収したCO₂が大気中に排出されるものであり、差し引きゼロ（カーボン・ニュートラル）とみなすことができます。

全 市 746,014 世帯	市受入量 372,900t	処理量
	家庭ごみ 194,400t	焼却量 333,170t
	燃やすごみ 163,500t	バイオガス化施設投入量 21,200t
	資源ごみ 26,000t	再資源化量 30,830t
	大型ごみ 3,500t	埋立量 45,100t
	不法投棄等 1,400t	
	事業ごみ 178,500t	
	業者収集ごみ 153,000t	※ 重複等があるため各処理量の合計と市受入量の値は合致しない。
	持込ごみ 25,500t	

注：世帯数は、令和6年4月1日推計

(2) 燃やすごみ収集

一般家庭を対象に各まち美化事務所がそれぞれ所管する区域を2方面に分割し、月木、火金の曜日の組合せで週2回の定曜日午前収集を実施しています。

パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えており、また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っています。

(3) 資源ごみ収集

ア 缶、びん、ペットボトル

缶、びん、ペットボトルは、週1回の定曜日収集を行っています。分別収集した缶、びん、ペットボトルは、「南部資源リサイクルセンター」と「北部資源リサイクルセンター」に搬入し、選別、異物除去、圧縮の中間処理の後、再資源化事業者へ直接売却又は日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ引き渡し、リサイクルしています。

イ プラスチック類

プラスチック類は、週1回の定曜日収集を行っています。収集したプラスチック類は、「横大路学園」及び民間の中間処理施設に搬入し、異物除去、圧縮梱包の後、京都市と再商品化処理の契約をした再資源化事業者及び（公財）日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ引き渡し、リサイクルしています。

ウ 小型金属類・スプレー缶

鍋、やかん、フライパン等、最長部分がおおむね 30cm 以下の小型金属類及びスプレー缶の分別収集を資源ごみ収集定点において月 1 回の定曜日収集を行っています。また、週に 1 回、区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した小型金属類をアルミと鉄に選別した後、再資源化事業者に直接売却しています。

エ 雑がみ

雑がみ、新聞及びダンボール等は、資源ごみ収集定点において、月 2 回の定曜日収集を行っています。また週に 1 回、区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した雑がみは、古紙回収業者に引き渡し、リサイクルしています。

オ その他定期収集以外の資源ごみ回収

(7) 移動式拠点回収

市民の身近な場所である公園や学校などに出向き、資源物を回収する「移動式拠点回収事業」を実施しています。

令和 2 年 10 月から回収場所及び実施回数を拡充し、令和 5 年度は 1,661 回実施しました。また、学区（元学区）単位で 2 年に 1 回、土日祝日に、資源物に加え、有害・危険ごみを回収しています。

(4) 資源物回収拠点

行政施設、商業施設等に設置した「資源物回収拠点」において、資源物の回収を行っています。また、土日祝日も利用できる回収拠点として上京リサイクルステーションに加え、令和 6 年 4 月から南部まち美化事務所においても回収を開始するなど、市民の皆様が資源物を排出しやすい環境づくりに取り組んでいます。

(ウ) その他

市の収集とは別に、町内会等の団体が行うコミュニティ回収など、市民の皆様の主体的な分別を促進する仕組みを拡充しています。

また、令和 6 年 8 月から、「店頭回収促進助成金」を創設し、小売事業者が実施する資源物の店頭回収に対する支援を行っています。

＜資源物回収拠点及び移動式拠点回収事業の回収品目＞

	資源物回収拠点				移動式 拠点回収
	エコまち ステーション	まち美化 事務所	上京リサイクル ステーション	行政施設、 自治会館、 商業施設 など	
	15 品目	16 品目		－	
・古紙 ・雑がみ ・古着類	○ (週に1回)	○	○	－	○
・紙パック ・使用済てんぷら油 ・蛍光灯 ・乾電池 ・小型家電 ・リユースびん	○	○	○	○	○
・ボタン電池 ・充電式電池 ・水銀体温計 ・水銀血圧計 ・記憶媒体類 ・インクカートリッジ ・使い捨てライター	○	○	○	－	○
・刃物類	－	○	○	－	○
・陶磁器製の食器 ・木の枝	－	－	－	－	○

(4) 大型ごみ収集

一般家庭から排出される不用となった家具類や電化製品等の大型ごみは、電話又はインターネット（令和5年10月からインターネット受付を開始）での申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っています。

なお、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、大型ごみ収集の対象から除外しています。

(5) ペット及び野生動物等の死体

犬・猫などのペットの死体は、電話申込み又は持ち込みにより有料で収集を行っています。野良猫等の野生動物の死体は、無料で収集を行っています。

(6) 精霊送りの供物収集

お盆の精霊送りの供物などを川へ流すことは環境衛生上好ましくないため、寺院、保健協議会の協力を得て、市内約600か所に供物受納場所を設け、特別収集を行っています。

(7) 年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみを円滑に収集処理するため、年末

年始の間は定期収集作業において、収集日を変更する特別作業を行っています。また、年内の最終収集日等については、市民しんぶんなどで周知徹底を図っています。

(8) 街頭ごみ容器のごみ収集

「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」に基づく美化推進強化区域を中心に設置している街頭ごみ容器（普通ごみ及び缶・びん・ペットボトルに分別）のごみを毎日収集しており、観光客等の動向に応じて、適宜、ごみ容器の設置数や収集回数を増やすなど、ごみの散乱対策に努めています。

また、容量が大きく圧縮機能やIoT技術を搭載したスマートごみ箱について、民間事業者から寄付を受け、令和5年3月から運用を開始しています。（令和5年度末現在：4か所8基）

(9) 不法投棄ごみ収集

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止のための啓発、パトロールを実施するとともに、市内各所に不法投棄されるごみを撤去しています。

また、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に監視カメラを貸し出すなど、不法投棄がされにくい環境づくりを進めています。

(10) ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ、資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施しています。定期的なごみの排出がない場合には、登録された連絡先への連絡を行い、希望者に対してはインターホンによる声掛けも行っています。

(11) 中間処理

燃やすごみ等の可燃ごみはクリーンセンターで焼却し、焼却残灰及び直接搬入されたごみのうち、陶磁器等の不燃ごみは埋立処分をしています。

なお、クリーンセンターでは、ごみ焼却の際に発生する熱により発電を行い、さらに南部クリーンセンターにおいては、生ごみ等からバイオガスを回収し、発電を行うことによって施設内や関連施設の電力を賄うほか、余剰の電力は電気事業者に売却しています。

ア クリーンセンター

(7) 焼却施設

クリーンセンター 種別	南部クリーンセンター	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地	右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
敷地面積	16.3 ha ※1	27.2 ha※2	9.5 ha ※3
稼働開始時期	令和元年 10 月	平成 13 年 4 月	平成 19 年 1 月
総工費	315 億 2,000 万円	506 億 1,000 万円	320 億 200 万円
焼却能力	500t/24h 〔バイオガス化施設 60t/24h を併設〕	700t/24h	400t/24h

※1 焼却施設、選別資源化施設、バイオガス化施設、「さすてな京都」だけでなく、旧第一工場、横大路学園、南部資源リサイクルセンター、廃食用油燃料化施設、伏見まち美化事務所、消防ヘリポート等を含む。

※2 破碎施設を含む。

※3 再資源化施設を含む。

(イ) 破碎施設

クリーンセンター 種別	南部クリーンセンター 選別資源化施設	東北部クリーンセンター 破碎施設
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地
稼働開始時期	令和元年 10 月	平成 13 年 4 月
総工費	※	※
型式	高速回転式破碎機 縦型切断機	多軸式低速回転破碎機
能力	180t/6h 〔縦型高速回転破碎機 140t/6h〕 〔縦型切断機 40t/6h〕	80t/6h

※ 焼却施設を含む。

イ 再資源化施設

(7) 選別・圧縮施設

施設 種別	缶・びん・ペットボトル		プラスチック類
	南部資源 リサイクル センター	北部資源 リサイクル センター	横大路学園
所在地	伏見区横大路 千両松町 447 番地	右京区梅ヶ畑高 鼻町 27 番地	伏見区横大路千両松町 277 番地
敷地面積	※1	※2	※1
稼働開始 時期	平成 11 年 4 月	平成 19 年 1 月	平成 19 年 12 月
処理能力	60t/5h	40t/5h	20t/5h

※1 南部クリーンセンターの一部

※2 北部クリーンセンターの一部

(1) その他

施設 種別	廃食用油
	廃食用油燃料化施設
所在地	伏見区横大路千両松町 447 番地
敷地面積	※
稼働開始 時期	平成 16 年 6 月
処理能力	5,000ℓ/日

※ 南部クリーンセンターの一部

(12) 最終処分（埋立処分地）

焼却残灰や不燃ごみの最終処分地として、東部山間埋立処分地（埋立容量約 350 万 m³（覆土約 100 万 m³を除く。））を平成 12 年度から供用開始するとともに、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）に参画しています。

(13) ごみの減量、分別・リサイクル

ア 「京・資源めぐるプラン-京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)-」の推進

「持続可能な循環型社会」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年3月に、「京・資源めぐるプラン-京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)-」を策定しました。

本プランに基づき、ごみ減量に加え、プラスチックごみや食品ロスの削減をはじめとした、より資源循環に重点を置いた施策を展開しており、市民・事業者の御理解・御協力のもと、「持続可能な循環型社会」の実現とともに、SDGsの達成や脱炭素社会、レジリエント・シティの実現への貢献も目指し、各種取組を進めています。

<主な数値目標と取組実績>

令和12年度を目標年度として、ごみの市受入量を37万トン、ごみ焼却量を33万トンまで削減するとともに、その他にも、ピーク時(平成12年度)からレジ袋使用量を90%削減、食品ロス排出量を半減以下に削減するなど、国を大きく上回る目標を設定しています。

令和5年度の実績については、ごみの市受入量がピーク時(平成12年度)から23年連続で減少し、37.2万トン(対前年度比△2.0%、対ピーク時比△54.4%)となりました。

なお、令和4年度の1人1日当たりの家庭ごみ量は757グラムとなり、政令市の中で、3年連続で最も少なくなっています。

(単位：万トン)

	平成12年度 (ピーク時)	令和元年度 (基準年)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ごみの市受入量	82万トン	40.9万トン	38.0万トン	37.2万トン	37万トン
ごみ焼却量	76万トン	38.2万トン	34.3万トン	33.8万トン	33万トン
レジ袋使用量	5,200トン	2,500トン	1,200トン	1,200トン	400トン
食品ロス排出量	9.6万トン	6.1万トン	5.4万トン	5.0万トン	4.6万トン
市最終処分量	16.5万トン	5.1万トン	4.6万トン	4.5万トン	4.4万トン

イ 家庭ごみの減量、分別・リサイクルの推進

更なるごみ減量に向け、ごみの大部分を占めている、手つかず食品、食べ残しといった「食品ロス」や雑がみ等の「リサイクルが可能な紙ごみ」を主なごみ減量のターゲットとし、地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」等の実施による市民啓発やコミュニティ回収制度の拡充等の取組を展開しています。

また、世界的にも問題となっているプラスチックごみ問題を踏まえ、レジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチックごみの削減に向け、マイバッグやマイボトルの携帯等の啓発を行うことで、使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイルへの転換を図っています。

令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、市区町村において、家庭から排出されるプラスチック製品を資源として分別回収することが求められています。

本市においても、「京・資源めぐるプラン」に、徹底したプラスチックの資源循環を重点施策として位置付けており、令和5年4月から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック類の分別回収を実施しています。

ウ 事業ごみの減量、分別・リサイクルの推進

事業ごみの減量、分別・リサイクルを推進するため、排出事業者に対し、適正排出や減量等の指導を行うとともに、リサイクルできる紙ごみ等の分別義務化や、食品ロス削減を中心に取り組んでいます。また、リーフレット等を活用し、ごみの更なる減量や適正処理に向けた啓発を行っています。

排出事業者に対する指導等については、「しまつのこころ条例」に基づき、延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物（2,684件、令和6年3月末現在）や市内店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者（88社・1,548事業所、令和6年3月末現在）に対して、毎年減量計画書の提出を求め、立入調査等による減量指導を行っています。また、延床面積が一定以上の飲食、小売、ホテル・旅館の各事業者と全て

の大学・短期大学に対して、2Rと分別・リサイクルの促進に係る実施義務や努力義務を課し、年1回、取組状況の報告を求めています。

事業所における食品ロス削減については、令和元年10月から市内の食品スーパー等に対して働きかけ、賞味期限等の直前まで商品を販売いただく「販売期限延長」等の取組を実施しており、令和3年度からは、消費・賞味期限の近いものから購入する「てまえどり」も併せて呼び掛けています。また、令和4年度からは、本市ホームページ内に食品ロス削減に取り組む事業者・団体等の情報を掲載し、事業者・団体同士の連携を促すなど、事業者から排出される食品ロスの削減及びその機運醸成を図っています。

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）がごみを収集しているマンションに対しては、「しまつのこころ条例」において、平成27年10月から管理者等に入居者への減量方法・分別ルール等の周知、啓発及びその届出を義務付けるとともに、現地調査により確認し、その状況を踏まえて指導・啓発を行っています。また、マンションにおけるリサイクル可能な紙ごみの分別については、マンションの管理会社等を訪問し、コミュニティ回収制度の利用案内や古紙回収業者による回収を行う等の助言を行うことで新たな古紙回収の実施を働きかけています。許可業者に対しては、業者を個別に巡回して調査を実施するとともに、処分基準の明確化、優良事業者の評価制度及び自己PR制度を推進しています。また、クリーンセンターにおいて搬入物検査等を実施し、それを基に許可業者や排出事業者へ啓発・指導を行い、分別収集・分別排出の強化に取り組んでいます。

(14) 「世界一美しいまち・京都」の推進

本市では、昭和57年4月から、「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」（空き缶条例）に基づき、飲料容器の散乱防止及び再資源化に取り組んできました。

その後、たばこの吸い殻など、飲料容器以外のごみの散乱防止にも取り組むため、空き缶条例を全部改正し、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（美化推進条例）として、平成

9年8月から施行しました。

同条例では、市民や事業者による自主的な美化活動への支援制度、散乱の原因となる投棄行為の禁止及び美化推進強化区域内での投棄行為に対する罰則規定などを盛り込んでおり、市民、事業者、本市の協働によりまちの美化を推進しています。

また、飲料、たばこ等の各関係企業・団体等で構成する京都市まちの美化推進事業団において、美化推進強化区域での清掃活動の実施・支援やポスターや看板を用いた美化啓発活動等を行っています。

(15) し尿処理・公衆トイレ

ア し尿処理

本市では、公共下水道整備による水洗化の進捗により、年々、し尿収集世帯数は減少していますが、し尿を衛生的に処理するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道未整備区域である山間部を中心として、約1,800世帯（令和6年3月現在）を対象に、し尿収集を実施しています。

また、このほかに、市内各地の工事現場等に設置される仮設トイレのし尿収集を実施しています（年間約3,300件）。

収集したし尿は、公共下水道へ適切に放流するための水質基準に適合するよう破碎、希釈等の前処理を行った後、公共下水道へ放流し、水環境保全センターにおいて終末処理を行っています。

イ 公衆トイレ

利用状況に応じて毎日1～3回清掃するとともに、詰まり・故障等には応急対応を行うことにより、快適に御利用いただけるトイレの維持管理に努めています。

ウ 観光トイレ

多くの観光客等が訪れる場所にある民間施設のトイレを、観光トイレとして観光客や市民に開放していただき、民間施設の所有者に対し、トイレの維持管理費用や整備費用の一部を助成する「観光トイレ制度」を実施しています。（整備費用に係る助成は、令和4年度及び5年度は休止）

(16) 産業廃棄物処理指導の推進

産業廃棄物の適正な処理や減量化・再生利用等を促進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、排出事業者・処理業者の指導監督を行っています。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに、必要な場合には速やかに原状回復させるため、法をきめ細かに補完した「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定（平成16年4月1日施行）し、良好な生活環境の確保及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図っています。

さらに、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、施策の基本的な方向性を示し、社会情勢の変化に柔軟に対応して、適切な指導を行えるよう、令和3年3月に「京都市産業廃棄物処理指導指針」を策定し、各種取組を進めています。